

■節電行動計画(1枚目)

医療施設名	独立行政法人 国立成育医療研究センター			病床数	490
都県名	東京都	住所(病院)	東京都世田谷区大蔵2丁目10-1		
担当者(部署)	財務経理部 財務経理課 管財係長 堀込 良道	担当者連絡先	直通電話	03-5494-8136	メールアドレス horigome-y@ncchd.go.jp

開設主体名	独立行政法人 国立成育医療研究センター				
都県名	東京都	住所	東京都世田谷区大蔵2丁目10-1		
担当者(部署)	財務経理部 財務経理課 管財係長 堀込 良道	担当者連絡先	直通電話	03-5494-8136	メールアドレス horigome-y@ncchd.go.jp

契約電力量	需要設備番号	制限緩和適用前			制限緩和適用後	
		指定電力の値	使用制限率	使用できる電力の限度	使用制限率	使用できる電力の限度(a)
3552kW	A01b00508	3552kW	0.85	3019kW	1.00	3552kW
自主的な取組による目標と結果		目標使用予定電力(b)		目標電力削減率(c)	今夏の最大電力量(結果)	
		3370kW		5.00%		

節電対策メニュー

5つの基本アクションは原則として全て実施をお願いします

		実施予定	実行確認
照明	①事務室の照明を間引きする。 【具体的内容：事務管理部門、廊下、職員打ち合せ室等の照明を間引き消灯する。】	◎	
	②使用していないエリア(外来部門、診療部門の診療時間外など)は消灯を徹底する。 【具体的内容：外来診察終了後の診察室、使用していない処置室、医師控え室等の照明を消灯する。】	◎	
空調	③病棟、外来、診療部門(検査、手術室等)、厨房、管理部門毎に適切な温度設定を行う。 【具体的内容：病棟、外来、診療部門は26℃、厨房、食堂、チルドレンモール、事務管理部門は28℃に冷房設定する。】	◎	
	④使用していないエリア(外来、診療部門等の診療時間外)は空調を停止する。 【具体的内容：外来診察終了後の診察室、不使用の処置室、不在の医局等の空調を停止する。】	◎	
	⑤日射を遮るために、ブラインド、遮熱フィルム、ひさし、すだれを活用する。 【具体的内容：南・東・西面の直射日光が差す部分の窓はブラインド・カーテンを閉める。】	◎	

日付	日付
6/30	

※この様式は経済産業省より提示された「小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」をもとに作成されたものです。

■節電行動計画(2枚目)

さらに可能な限り下記のメンテナンスや日々の節電努力もお願いします

		実施 予定	実行 確認
節電 啓発	⑥節電目標と具体策について、職員全体に周知徹底し実施する。 【具体的内容：各所掲示板、EV前、ポータルサイト等で節電目標並びに日々の電力使用量率を発表する。】	◎	
	⑦節電担当者を任命し、責任者(病院長・事務長など)と関係部門が出席したフォローアップ会議や節電パトロールを定期的実施する。 【具体的内容：震災対策会議、停電WG、経費削減委員会などでフォローアップを行い、日夜、エネルギーセンター職員を中心に節電パトロールを行う。】	◎	
	⑧医療機関の関係者に対して、家庭での節電の必要性・方法について情報提供を行う。 【具体的内容：全職員に対して家庭での効果的な節電方法を情報提供する。】	◎	
照明	⑨従来型蛍光灯を、高効率蛍光灯やLED照明に交換する。 【具体的内容：センター内の24時間点灯部分の従来型蛍光灯を蛍光灯型LEDに変更する。】	◎	
	⑩病棟では可能な限り天井照明を消灯する。 【具体的内容：病棟のスタッフスペース、サービスヤードは間引き消灯、スイッチの細分化を行う。】	◎	
空調	⑪室内のCO2濃度の基準範囲内で、換気ファンの一定時間の停止、または間欠運転によって外気取り入れ量を調整する(外気導入による負荷を減らし冷房効率をあげるため)。 【具体的内容：外気を取り入れは基準運転の細部を見直し、許容値に最大値まで修正を行う。】	◎	
	⑫フィルターを定期的に清掃する。 【具体的内容：全てのフィルター(HEPA含む)を定期交換スケジュールに合わせて適宜行う。】	◎	
	⑬搬入口の扉やバックヤードの扉を必ず閉め冷気流出を防止する。 【具体的内容：扉の開閉を徹底し、ドアストッパーを禁止し、極力、冷気の流出を防止する。】	◎	
	⑭電気以外の方式(ガス方式等)の空調熱源を保有する場合はそちらを優先運転する。 【具体的内容：ガス吸収冷温水発生機を最大限利用し、パッケージ型の併用部分の見直しを行う。】	◎	
コンセント 動力	⑮調理機器、冷蔵庫の設定温度の見直しを行う。 【具体的内容：診療・薬剤・研究部門以外の事務管理部門の冷蔵庫の設定を弱冷にする。】	◎	
	⑯電気式オートクレープの詰め込み過ぎの防止、定期的な清掃点検を実施する。 【具体的内容：電気式は無いが、蒸気熱利用の部分の定期点検を忘れずに行う。】	◎	
	⑰温水洗浄便座、エアタオル等のプラグをコンセントから抜く。 【具体的内容：暖房便座のスイッチをOFFにする。】	◎	
	⑱自動販売機の管理者の協力の下、冷却停止時間の延長等を行う。 【具体的内容：昼夜を問わず、表示灯は消灯する。】	◎	
その他	⑲デマンド監視装置の設定を契約電力以下とし、警報発生時に予め定めた節電対策を実施する。 【具体的内容：自主節電目標のデマンド監視を行い、必要に応じて各設備の運転の調整を行う。】	◎	
	⑳コージェネレーション設備を設置している場合は、発電優先で運転する。 【具体的内容：制限期間中はコージェネレーション設備を定常運転で発電し、排熱も効率的に利用する。】	◎	
	㉑制限時間中はNAS電池の放電を行い、制限時間後に充電を行う。	◎	
	㉒全職員のPC、並びに各端末のセーフモードの設定を見直し、節電を行う。	◎	
	㉓各空調、熱源設備機械の始動開始を制限時間前に行い、総電力の集中を回避する。	◎	
	㉔空調設備の再運転モードの開始時間のプログラムを重ならないよう見直し、デマンドへの影響を抑える。	◎	
	㉕階段・通路等の通行の少ない部分の照明器具を人感センサー付きに変更する。	◎	

日付	日付
6/30	

※この様式は経済産業省より提示された「小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」をもとに作成されたものです。